

平成21年(ネ)第5763号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田稔 外12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

証 拠 説 明 書 (2)

平成22年4月16日

東京高等裁判所第20民事部 御中

被控訴人訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵



同 弁護士 山 岸



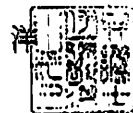
同 弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



被控訴人訴訟復代理人弁護士 伊 藤 敬



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙 119	論文内容について のレビュー・レポ ート	平成22年 4月9日	被控訴人 作物研究所 稲遺伝子技 術研究チー ム チーム長 大島正弘	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控訴人らが「ディフェンシン耐性菌の場合に耐性遺伝子の伝搬によるものが存在する」ことの根拠としている4つの論文には、「耐性遺伝子の伝搬によってディフェンシン耐性菌が生じた」旨は述べられておらず、これを意味するような言及も一切ないこと。 ・ 上記各論文は、ディフェンシンに関する論文ではないこと。 ・ 上記各論文の理解には、分子遺伝学や生化学に関する広範な専門知識が不可欠であること。 ・ 上記各論文につき、専門家であれば、論文冒頭の要旨の部分だけでも読めば、ポリミキシンB等をディフェンシンと読み誤ることはないはずであること。 	
乙 120 の 1	「硫酸ポリミ キシンB」 添付文書	平成21年 6月ころ	ファイザー 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポリミキシンBが、一般的にも抗生物質の一種とされていること。 	該当部 分を着 色
乙 120 の 2	「ポリミキシ ンB末」 と題する ウェブページ (ウェブサイト「おくすり 110番」より)	不詳	医薬品情報 研究会「フ ァーマフレ ンド」	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポリミキシンBが、一般的にも抗生物質の一種とされていること。 ※ その他の備考 (URL) http://www.interq.or.jp/ox/dwm/se/se26/se2634712.html#1	該当部 分を着 色 ※その 他の備 考を立 証趣旨 欄下部 に記載

乙 121	陳述書	原 本	平成22年 4月5日	(独)農業環 境技術研究 所 研究コーデ イネーター 田中宥司	<ul style="list-style-type: none"> ・乙第29号証の作成者は、これを 作成した当時及び平成22年4月5 日時点において、「耐性遺伝子の 伝搬によるディフェンシン耐性 菌が存在すること」を聞いたこと がなく、その存在を確認したこと もなかったこと。 ・乙第29号証の記載は、「緑膿菌は、 もともとカラシナ・ディフェンシ ンが効かない種類の菌である」と 述べているに過ぎないこと。 	
乙 122	ドリームBT ジャパン	等 し	平成20年 12月ころ	BT戦略推 進官民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え技術並びに本件GM イネを含む遺伝子組換え作物は、 我が国の近時の政策においても、 重要度をますます高めているこ と。 ・本件実験栽培が違法とされた場合 に失われる国益が大きいこと。 	該当部 分を着 色